

京都市民生委員推薦区会及び同分会設置要綱

昭和43.9市長決定

改正 昭和55.9 平成10.9 平成13.3 平成26.6 平成29.5 令和元.6 令和4.7

(目的)

第1条 京都市民生委員推薦会（以下「市推薦会」という。）が行う本市民生委員・児童委員候補者の推薦を、慎重かつ適格に行うため、区の区域ごとに京都市民生委員推薦区会（以下「区会」という。）を、民生委員協議会の区域ごとに京都市民生委員推薦分会（以下「分会」という。）を設置する。

(推薦)

第2条 区会及び分会が行う事項は、次のとおりとする。

- (1) 区会は、分会が推薦した民生委員・児童委員候補者の適否について審査選考し、市推薦会に推薦すること。
- (2) 分会は、民生委員・児童委員候補者を選考して区会に推薦すること。
- (3) その他民生委員・児童委員候補者の選考及び推薦に関し必要と認められること。

(定数)

第3条 区会及び分会の委員（以下「委員」という。）の定数は区会、分会とも6人以上12人以内とする。

(委嘱及び任命)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうち、それぞれ2人以内を市長が委嘱又は任命する。

- (1) 民生委員
- (2) 社会福祉事業の実施に係る関係者
- (3) その区域を単位とする社会福祉関係団体の代表者
- (4) 学校教育又は社会教育の関係者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 学識経験のある者

2 委員は、区会にあつては当該区の区域、分会にあつては当該民生委員協議会の区域の実情に通ずる者でなければならない。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命後、民生委員・児童委員の任期満了に伴う一斉改選が行われる年の6月30日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員、会議の運営等)

第6条 区会及び分会に委員長及び副委員長それぞれ1人を置く。委員長及び副委員長は委員の互選とする。

2 委員長及び副委員長の任期並びにその職務は、市推薦会委員長、副委員長のそれに準ずる。会議及び議事の運営等についても同様とする。

(幹事及び書記)

第7条 区会及び分会に幹事及び書記若干名を置き、区会にあつては区長が、分会にあつては区長又は担当区長が任命する。

2 幹事は、委員長の命を受けて庶務を整理し、書記は、委員長及び幹事の指揮を受けて庶務に従事する。

(世話人会)

第8条 委員を選考するため、区ごとに世話人会を設けるものとする。

2 世話人会は、区長、区役所・支所の保健福祉センター長、社会福祉協議会会長及び民生児童委員会会長をもって組織する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要と認める事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和43年10月1日から実施する。

附 則

この要綱の改正部分は、昭和55年9月16日から実施する。

附 則

この要綱の改正部分は、平成10年9月9日から実施する。

附 則

この要綱の改正部分は、平成13年3月16日から実施する。

附 則

この要綱の改正部分は、平成26年6月1日から実施する。

附 則

この要綱の改正部分は、平成29年5月8日から実施する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱の改正部分は、令和元年6月1日から実施する。

(任期の末日の特例)

- 2 この要綱の改正前に委嘱または任命された委員の任期については、第5条の規定にかかわらず、令和元年6月30日までとする。

附 則

この要綱の改正部分は、令和4年7月1日から実施する。